

改 正 後	現 行
第 1 趣旨 植物防疫法施行規則（昭和 2 5 年農林省令第 7 3 号。以下「規則」という。）第 3 5 条の 4 第 1 項第 2 号に規定された植物についての植物防疫法（昭和 2 5 年法律第 1 5 1 号。以下「法」という。）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査並びに法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき制定された「<u>カンキツグリーニング病菌の緊急防除に関する省令</u>」（平成 1 9 年農林水産省令第 8 号。以下「省令」という。）<u>第 4 条第 1 項の規定に基づく検査</u>（以下単に「検査」という。）は、移動制限植物等検疫実施要領（昭和 4 7 年 5 月 1 5 日付け 4 7 農政第 2 1 6 号農政局長通達。以下「要領」という。）に定めるほか、この通達によるものとする。 第 2 〔略〕 第 3 検査申請の提出等 1 対象植物の検査に係る規則第 3 5 条の 4 第 3 項の検査申請書（規則第 22 号の 4 様式）<u>又は省令第 4 条第 2 項の検査申請書（省令別記様式第 1 号）</u>の提出は、検査を担当する植物防疫所（<u>那覇植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。</u>以下同じ。）の植物防疫官に対し行わせるものとする。 2 植物防疫官は、規則第 3 5 条の 4 第 2 項のただし書に規定する対象植物の所在地における検査<u>又は省令第 4 条第 1 項に基づく検査</u>（以下「<u>所在地検査等</u>」という。）を受けようとする者に対し、検査申請書に別記様式 1 のカンキツグリーニング病菌に関する移動制限植物栽培状況を添付させ、検査申請のあった苗木ごと又は穂木が採取される予定のほ場植栽樹（以下「ほ場植栽樹」という。）ごとに識別番号札を付させるものとする。 第 4 検査の方法 1 〔略〕 2 <u>所在地検査等</u>は、前項に掲げるもののほか、次の項目について行うものとする。 （1）～（3） 〔略〕 3 〔略〕 第 5 検査合格の基準 1 〔略〕 2 <u>所在地検査等</u>にあっては、前項に掲げるもののほか、二次検査が終了するまでの間、次の条件が満たされている場合に合格とするものとする。 （1）～（3） 〔略〕	第 1 趣旨 植物防疫法施行規則（昭和 2 5 年農林省令第 7 3 号。以下「規則」という。）第 3 5 条の 4 第 1 項第 2 号に規定された植物についての植物防疫法（昭和 2 5 年法律第 1 5 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査（以下単に「検査」という。）は、移動制限植物等検疫実施要領（昭和 4 7 年 5 月 1 5 日付け 4 7 農政第 2 1 6 号農政局長通達。以下「要領」という。）に定めるほか、この通達によるものとする。 第 2 〔略〕 第 3 検査申請の提出等 1 対象植物の検査に係る規則第 3 5 条の 4 第 3 項の検査申請書（規則第 22 号の 4 様式）の提出は、検査を担当する<u>那覇植物防疫事務所（出張所を含む。）</u>の植物防疫官に対し行わせるものとする。 2 植物防疫官は、規則第 3 5 条の 4 第 2 項のただし書に規定する対象植物の所在地における検査（以下「<u>所在地検査</u>」という。）を受けようとする者に対し、検査申請書に別記様式 1 のカンキツグリーニング病菌に関する移動制限植物栽培状況を添付させ、検査申請のあった苗木ごと又は穂木が採取される予定のほ場植栽樹（以下「ほ場植栽樹」という。）ごとに識別番号札を付させるものとする。 第 4 検査の方法 1 〔略〕 2 <u>所在地検査</u>は、前項に掲げるもののほか、次の項目について行うものとする。 （1）～（3） 〔略〕 3 〔略〕 第 5 検査合格の基準 1 〔略〕 2 <u>所在地検査</u>にあっては、前項に掲げるもののほか、二次検査が終了するまでの間、次の条件が満たされている場合に合格とするものとする。 （1）～（3） 〔略〕

第6 検査の簡素化に係るほ場植栽樹の登録

1 植物防疫官は、所在地検査等に合格したほ場植栽樹であつて、引き続きこれから採取した穂木を移動することが見込まれるものについては、別記様式3のカンキツグリーンング病菌に関する移動制限植物登録台帳（以下「登録台帳」という。）に記載して登録するものとする。

2・3 [略]

第7 記録

植物防疫所長（那覇植物防疫事務所長を含む。）は、前年における要領及び本通達に基づく検査実施状況につき、別記様式4のカンキツグリーンング病菌に関する移動制限植物検査実績により記録するものとする

別記様式1 [略]

別記様式2の（注）

（注）1 一次検査の結果の欄には、病害虫の種類、症状等を記入すること。さらに、所在地検査等にあつては、施設及び管理状況等を記入すること。

2 [略]

別記様式3 [略]

別記様式4の（注）

（注）1 [略]

2 数量の単位については個とすること。ただし、合格欄にあつては穂木で移動する場合はキログラムとすること。

3・4 [略]

第6 検査の簡素化に係るほ場植栽樹の登録

1 植物防疫官は、所在地検査に合格したほ場植栽樹であつて、引き続きこれから採取した穂木を移動することが見込まれるものについては、別記様式3のカンキツグリーンング病菌に関する移動制限植物登録台帳（以下「登録台帳」という。）に記載して登録するものとする。

2・3 [略]

第7 記録

那覇植物防疫事務所長は、前年における要領及び本通達に基づく検査実施状況につき、別記様式4のカンキツグリーンング病菌に関する移動制限植物検査実績により記録するものとする

別記様式1 [略]

別記様式2の（注）

（注）1 一次検査の結果の欄には、病害虫の種類、症状等を記入すること。さらに、所在地検査にあつては、施設及び管理状況等を記入すること。

2 [略]

別記様式3 [略]

別記様式4の（注）

（注）1 [略]

2 数量の単位については本とすること。ただし、合格欄にあつては穂木で移動する場合はキログラムとすること。

3・4 [略]